

平成23年6月14日

於・総務省10階1002会議室

第967回

電波監理審議会

電波監理審議会

目 次

1. 開 会	1
2. 議決事項	
○議決を要しない軽微な事項について	1
3. 諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）	
(1) KDD I 株式会社所属特定無線局の包括免許について (諮問第 15 号)	3
(2) 伝播障害防止区域の指定について	5
(3) Wireless City Planning 株式会社に係る特定基地局の開設計画の変 更について	9
4. 諮問・報告事項（情報流通行政局関係）	
(1) 日本放送協会受信料免除基準及び日本放送協会放送受信規約の変 更の認可について（諮問第 16 号）	14
(2) 放送法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並び に高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の 標準方式を廃止する省令案及び高精細度テレビジョン音声多重放送 に関する送信の標準方式を廃止する省令案並びに中波放送に関する 送信の標準方式ほか 9 標準方式を定める省令案及び有線一般放送の 品質に関する技術基準を定める省令の省令案について (諮問第 17 号)	22
5. 閉 会	29

開 会

議決事項

○議決を要しない軽微な事項について

○原島会長 それでは、ただいまから審議会を開催いたします。はじめに、電波監理審議会決定第1号「諮問を要しない軽微な事項について」、高橋幹事からお手もとに配布しております「委員打合せ資料」の案についてご説明をお願いいたします。

○高橋幹事 それでは、「委員打合せ資料」のクリップを外していただきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

本件につきましては無線局の目的の変更というものが新しく制度上できるようになりまして、それに伴うもの、あわせまして電波法及び放送法の改正に伴う規定の整備を行うというものでございます。

内容的には新旧及び見え消しでお配りしております資料のとおりでございます。この中で第3項になります。第3のところでございますが、ここに新しく条文を追加いたしまして、無線局の目的の変更の許可に関するもののうち、1（1）から（6）までに掲げる無線局に関するものということで、従来、予備免許等について諮問を要しないとしている無線局に関しまして、この目的の変更についても諮問を要しないという整理をさせていただきたいというものでございます。

目的の変更につきましては、例えば具体例で申し上げますと、漁業用の無線局として、例えば漁船とか、そういうものに設置をしている無線局について、例えば新たにレジャー用の無線局として目的をあわせて持ちたいというような

ケースが想定をされるわけですが、こういうケースにつきましては、従来はその無線局を一度廃止して、あわせ持った目的でもって新しく新設をするという免許の手續をとっていたわけですが、今回、そういう手續をとることなく、目的を変更するという手續で済むというものでございますので、実際、そういうものにつきまして軽微の事項として整理をしておくということでございます。

なお、今回、ここで諮問の対象となる目的の変更がございしますが、例えば放送局に新たに電気通信業務の目的を加えるとか、逆に電気通信事業用無線局に新たに放送の業務を加えるというようなケースにつきましては、今回、ここで軽微な事項としておりませんので、もしそういう例が実際に出てきた段階で、諮問をする等の措置が必要になるという整理をさせていただいております。

そのほか、放送法が大きく変わりましたので、条文の整理でありますとか、若干規定ぶりを変えておりますので、それに合わせて、従来の軽微な事項と相反しない形で整理をしているという内容でございます。

私の方からは以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。これにつきましてご質問ご意見等がありますか。これは審議会決定第1号で昭和57年と、一番歴史のある決定ということのようですが、よろしいでしょうか。

特にご意見がないようでしたら、本件についてはお手もとに配布してあります委員打合わせ資料の案のとおり、議決してはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。総務省に対しましては、別途、事務局を通じ、本決定を通知することといたします。

それでは、総合通信基盤局の職員に入室するよう、連絡をお願いいたします。

(総合通信基盤局職員入室)

諮問・報告事項（総合通信基盤局関係）

(1) KDDI株式会社所属特定無線局の包括免許について（諮問第15号）

○原島会長 それでは審理に入ります。本日諮問されました諮問第15号「KDDI株式会社所属特定無線局の包括免許について」につきまして、豊嶋高度道路交通システム推進官から説明をお願いいたします。

○豊嶋高度道路交通システム推進官 資料の諮問第15号の説明資料に沿って説明をいたします。

表紙をめくっていただきまして、今回の包括免許の概要でございます。KDDIからの申請でございまして、「開設をする必要とする理由」のところをごらんください。3.9世代移動通信システム(LTE)の導入のための開設計画に基づきまして、実際のLTEを導入するにあたりまして、1.5GHz帯のLTE基地局の商用環境におけるシステム動作検証を行うために、1.5GHz帯のLTE方式及び既存のCDMA2000方式、この両方式に対応した包括免許の開設を必要とする旨の申請がございました。

下のほうに型式及び空中線電力等ございますが、上の1M48と書いてあるところが、これがCDMA2000のものでございまして、800MHz帯と2GHz帯でございます。下のほう、10M0と書いてあるほうがLTEでございます。LTEのほうはデータ通信のみになってございます。この2つの、いわゆるデュアル端末を申請するものでございます。

商用環境に向けた動作検証ということでございますので、今回は関東のエリアで実際に運用するというので、関東総合通信局の管内で最大運用数6,500局ということで申請があったものでございます。

ページをめくりまして、「審査結果の概要」でございますが、こちらの方、それぞれ審査項目がございますが、割当ての可能性、開設の根本的基準の合致性、いずれも適切であるというものでございます。

1 ページおめくりいただきまして、別表がございますが、既にKDDIが取得している周波数帯における収容可能無線局数が1億3,000万強になってございます。既に包括免許を受けている無線局が約3,000万になっていまして、今回申請のあった無選局数の最大運用数6,500ということでございますので、収容可能の要件を満たしているということもございますので、今回、免許するものでございます。

ページをめくりまして、最後、4ページでございます。参考でございますが、改めまして包括免許のシステムでございます。今回の包括免許で下の方に、規格がございますが、今、規格は4規格に分かれております。今回投入するものは、このすべてを満たす端末のもので、LTEについては1.5GHz帯、残りのCDMA2000については800MHz帯と2GHz帯、そのデュアル端末の包括免許という内容になっています。以上でございます。

○原島会長 ありがとうございます。これにつきましてご質問ご意見等ありますか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでしたら、この諮問第15号につきましては、諮問のとおり免許することが適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あてに提出をお願いいたします。

この包括免許の諮問に関するものなのですが、この審議会において包括免許

は結構いつもよく出てまいりまして、ながめてみますと、既に答申してあるものについて、後、自動的に何か出てくるようなものがかかりあり、かなり定型化しているような印象も持っております。もし可能ならば、特段の事情がない限り、今後、審議会で審議という形ではなくて、総務省側できちんと審査・免許していただいても問題がないような印象を持っておりますが、いかがでしょうか。

○前田代理 基準に基づいてきちんとできることが明らかであること、あとは手続的なことが多いのであれば、基本的には諮問する必要はないのではないかという気がいたします。

○原島会長 もちろんケースバイケースということもあるかと思っておりますので、これについては必要だということであれば、諮問していただいても結構ですが、形式的に全てかけなければいけないということではなくてもいいような印象を持っておりますので、総務省側でもご検討をいただき、事務局と相談していただければと考えております。よろしく願いいたします。

(2) 伝搬障害防止区域の指定について

○原島会長 次に報告事項といたしまして、「伝搬障害防止区域の指定について」につきまして、川崎基幹通信課長から説明をお願いいたします。

○川崎基幹通信課長 基幹通信課長の川崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。私からは「伝搬障害防止区域の指定について」ということで、平成22年度の指定状況についてご説明申し上げたいと思います。

指定状況についてご説明をさしあげる前に、まず制度の概要について簡単にご説明申し上げたいと思います。ページをめくっていただきまして5ページに、参考1がございます。「伝搬障害防止区域の指定制度の概要」という横長の図で

ございます。

その「制度の目的」というところに書いてございますが、電気通信業務ですとか、放送業務、人命・財産の保護、治安維持業務、気象業務、電気供給、列車の運行業務といった、いずれも非常に公共性の高い重要回線として広く利用されている回線、こういうものを私どもは重要無線通信と呼んでございますが、その重要無線通信の確保と土地利用との調和を図るとというのが、この制度の目的でございます。

もう少し詳しく申し上げますと、この重要無線通信は非常に周波数が高く、直進性が非常に高く、実際には見通し可能な地域に中継所を設けて回線を構成しているという形になってございます。その伝搬に当たるところに高い建築物ができれば、その伝搬の障害になるということで、重要無線通信の伝搬路につきまして、左下に図がございしますが、これは免許人からの申請に基づきまして、伝搬障害防止区域というのを指定することになってございます。実際はその図面でございますが、実際の電波の伝搬路を地上に投影したときの範囲、緑色で示しておりますが、こういう形で中心線から片側それぞれ50メートルずつを、この幅をもって、この区域を指定することになってございます。この区域が指定されますと、指定区域内の高層建築物、具体的には31メートル以上でございますが、その工事の着工前に総務大臣に対する届出の義務を課してございます。そして届出があった場合には、総務省が伝搬障害の有無について判定を行います。障害の可能性有りということになった場合は、免許人と建築主に対して協議を促すという形になってございます。場合によっては、最後、あっせんまでできるという形に法律上はなっております。実際上は、右下の図にございしますが、免許人でルートを変更したり、或いは建築主で高さ或いは形状を変更したりして、必要な対策を講じるという形になってございます。以上がこの防止区域指定制度の概要でございます。

1 ページに戻っていただきまして、そういう制度を昭和 39 年から運用しているわけですが、平成 22 年度におきましては、四半期ごとに 1 回、計 4 回指定してございまして、計 795 件、この区域の指定をしております。

1 ページ目の下の図で、平成 21 年度との比較を記してございますが、平成 21 年度は 442 件に対しまして、22 年度は 795 件ということで約 350 件と大幅な増という形になってございます。その要因は次のページでございます。

「種類別の指定内訳（平成 22 年度）」ということで、一番下をごらんいただければと思いますが、電気供給業務、これが 408 件ということで非常に大きな増になっている。これが全体の増に寄与しているという形になってございまして、中でも中国電力、四国電力の件数が非常に多いという形になってございまして。これは事情を聞いてみますと、それぞれの電力会社におきまして、その業務区域で高層建築物が非常に増えてくるであろうという見込みのもとで免許人である中国電力、四国電力から、この区域の指定について申請があったということでございます。

それから 3 ページは、これまでの指定の累計でございまして。平成 21 年度末で 5,770 件に対しまして、22 年度末が 6,226 件ということで、純増が 456 件という形になってございます。この純増と申しますのは、指定が 795 件、アンテナの取付位置の変更などで区域を変更する場合は 7 件、伝搬路を迂回することによって、新しく伝搬路を設ける場合、通常指定区域を廃止するというようなことで解除が 339 件となっており、純増が 456 件になっているということでございます。全体を通じまして、電気通信業務用が非常に大きなウェートを占めているという形になってございます。

それから 4 ページでございまして、「最近 5 年間における指定区域数の推移」ということで、一番上が総数でございまして、増加傾向にあるということでございます。電気通信業務用がなだらかな増加を続けていると。その他について

は、ほぼ横ばいでございますが、先ほど申し上げましたように平成22年度につきましては電気供給業務用が大幅に増えているという形になってございます。

それから参考までに、高層建築物の届出の件数がどうだったかということで、平成18年度から22年度まで、そこに記してございます。平成22年度を例にとって申し上げますと、届出件数が671件のうち障害有りと認めたのが6件、そのうち現在協議中が4件、その他2件が解決をしたという形になってございます。

なお、この指定区域と電波監理審議会との関係でございますが、最後のページの参考3でございます。電波法におきましては、伝搬障害防止区域の指定につきましては電波監理審議会の議を経るということになってございますが、諮問を要しない軽微な事項ということで、昭和57年でございますが、この制度発足からおおむね20年経過し、この制度についても定着してきたであろうとして、軽微な事項というご認定をいただいております。その軽微な事項ということでご認定をいただいておりますからは、私ども総務省で指定をさせていただいており、年1回、過年度の指定状況についてご報告申し上げているという形になってございます。説明は以上です。

○原島会長 ありがとうございます。年1回の報告ということでございますが、ご質問ご意見等はございますか。

平成22年度については、たまたま2つの電力会社に集中したということで、これは今後ということではなくて、たまたま平成22年度にそうであったと、そういうふうに解釈していいわけですね。

○川崎基幹通信課長 ええ、そうです。そういうふうに理解してございます。

○原島会長 これからいろいろ再開発等で高層建築物が増えるであろうということで、しっかり指定しおこうと。そういうことですね。

○川崎基幹通信課長 はい。

○原島会長 よろしいでしょうか。

○前田代理 非常に単純な質問をしてよろしいですか。なにがしかの障害が発生するために協議をすると。その協議の中身については、当事者同士がやるということなのですか。例えばこの法律に基づいたものなど、制度的な解決方法はあるのですか。

○川崎基幹通信課長 それは特段、法律上は予定をしてございません。例えば民民の関係のものについて協議を促すところまでが私ども総務省の役割という形で、法律上は認められているということでございます。

○前田代理 当然、それに伴う費用負担等についても、それぞれ民民の間であれば、両方で協議してくださいということですね。

○川崎基幹通信課長 はい、そうです。

○前田代理 ありがとうございます。

○原島会長 このデータを見ますと、結果的にはルート変更がかなりのようですね。

○川崎基幹通信課長 そうですね。

○原島会長 よろしいでしょうか。

(2) Wireless City Planning株式会社に係る特定基地局の
開設計画の変更認定について

○原島会長 それでは次に報告事項といたしまして、「Wireless City Planning株式会社に係る特定基地局の開設計画の変更認定について」につきまして、田原移動通信課長から説明をお願いします。

○田原移動通信課長 はい。資料に基づきご説明させていただきます。「Wireless City Planning株式会社に係る特定基地局の開設計画の変更認定について」

でございます。

表紙をおめぐりいただきまして、Wireless City Planning株式会社でございますが、こちらにつきましてはソフトバンクの子会社という形で、2.5GHz帯をいたしましたBWA（広帯域移動無線アクセスシステム）、具体的に申し上げますとUQコミュニケーションズがWiMAXサービスを提供しておりますが、それと同様に当初、ウィルコム社が次世代PHSという形でXGPという方式でサービスをしておりました。こちらのウィルコムについて経営がうまくいかず会社更生手続を踏んだということで、昨年12月、この事業をウィルコムからWireless City Planning株式会社が承継しております。こちらについては12月の段階で当審議会にもご報告させていただきました。

こちらと並行して、このBWA（広帯域移動無線アクセスシステム）につきましては標準化がさらに進んでいったということもございまして、方式の高度化の検討を進めておりました。具体的には2ページに参考資料として、「BWAシステムの高度化について」という資料をつけてございますが、XGPについて申し上げますと、1波当たりの占有帯域を最大20MHzのキャリアまでに認めることによって、下り最大100Mbpsの高速サービスを可能とする。あるいは空中線電力の出力制限の緩和をすることによって、1局当たりのエリアカバーを広げて、効率的なエリア展開を可能とする。こういったような制度の見直しを行いました。こちらにつきましては、本年3月、当審議会からご答申をいただきまして、4月に制度化をしてございます。

このXGP方式の制度の見直しを受けまして、Wireless City Planning株式会社が開設計画の変更を行いたいということで申請があったものでございます。具体的にその変更の内容でございますが、このWireless City Planning株式会社、現在も事業を承継してからまだ従来方式のサービスで都内で試験的なサービスを提供しているわけでございますが、今後、来年度末までの間に全国レベ

ルで92%の人口カバー率まで持っていくということで、1万2,000局余の無線基地局を今後打っていきますと。この目標については、当初、ウィルコムが掲げていたエリアカバー率と同等でございます。こちらについては変更がなく維持しますと。ただし、収支の規模については縮小をいたしますということで、具体的に表でお示ししておりますが、他社の状況等を踏まえて、事業規模等を見直しましたということで、変更前、当初ウィルコムは大体740億円ぐらい、2012年度末に239万加入を見込んでおりましたが、変更後としては104億円、52万加入ぐらいの獲得を目指すと。ただ一方で、収入が減るということでございますので、投資も効率化しますと。こちらにつきましては、新しい高度化のXGPの局を使いましたエリア展開等を効率的に行うことができる。あるいはグローバルシステムとの調和を進めておりますので、機器の調達が安くできると。こういったようなことから設備投資を従来の1,100億円レベルから370億円ぐらいまで落とせるということで、投資を抑えて、効率的な経営にしていくと。さらには販売のところにつきましては、BWAサービスの当初からの目標でございますが、MVNOを積極的に活用していくというように、その辺の効率化も図っていくということで、事業的にはシンプルな形にして、新しい高度化されたXGPをベースに全国展開し、当初の目的と同等規模を図っていくということでございますので、適当であるという形で認め、6月3日に申請の認定を行っております。

これを受けまして、Wireless City Planning株式会社では

今年度の秋、11月を目標にしているということでございますが、商用サービスを始めて1年半ぐらいですか、それぐらいになります、人口カバー率92%、1万2,600局を至急打っていくというような事業計画を立てているところでございます。

概略でございますが、以上、Wireless City Planningの開設計画の変更認定についてご報告させていただきます。

○原島会長 ありがとうございます。これも報告事項でございますが、ご質問ご意見等がありますか。

変更申請の中で、やはり目立つのは変更前と変更後で加入者数が239万から52万ということなのですが、これは必ずしもこのXGP相当だけではなくて、BWAシステムであるUQコミュニケーションズも似たような形と考えていいのでしょうか。

○田原移動通信課長 はい。UQコミュニケーションズも当初、19年度に開設計画を認定しておりますが、当初の目標は現在200万を超えているような数になっておりますが、現在で100万ぐらいといったところかと思いますが、やはり全体としては数の伸びは当初の目論見ほどは伸びていないというような状況でございます。そこから後発という形になりますので、勘案して、この1年半ぐらいで、どのぐらいとっていけるかということで、このぐらいまでと抑え気味な数字にして出してきたと。ただ、このぐらいの数字の目論見でも、こちらには入っていませんが、2013年には単黒に持っていけるというような計画、要は投資も絞っておりますので、そういう形であれば、かたい線を見積もっていけるのではないかとということで、計画としては問題ないのではないかと考えて認定をしております。

○原島会長 計画としては問題がないと思いますが、ただ、BWA自体が当初よりも伸びていないということの理由として一番大きいのは何なのですか。

○田原移動通信課長 やはり競争環境が激しいということかと。携帯電話側も、イー・モバイルとか、ドコモにしろ、高速サービスを結構始めているということもあって、競合の環境が厳しいというところはあるかと思います。

○原島会長 ある意味では、BWAの特徴が高速サービスだったのが、携帯で

もできるようになったと。

○田原移動通信課長 そうですね。BWAの売りはパソコン等に事前に入っていて、それを簡単に使えるということですが、最近、スマートフォンが伸びておりますので、パソコンの市場を食っているとの報道がございます。その辺のしのごいというのがございますので、UQコミュニケーションズもKDDIをMVNOとして回線を提供し、KDDIが自社のスマートフォンにWiMAXの回線を組み込んで売り出すというようなサービスも始まりました。今後、XGPについても、同様な形でのサービスで普及を見込んでいくのではないかと考えております。

○原島会長 ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。

それではありがとうございます。以上で総合通信基盤局関係の審議は終了いたします。ありがとうございました。

(総合通信基盤局職員退室)

(情報流通行政局職員入室)

諮問・報告事項（情報流通行政局関係）

(2) 日本放送協会放送受信料免除基準及び日本放送協会放送受信規約の変更の認可について（諮問第16号）

○原島会長 それでは審議を再開いたします。本日諮問されました諮問第16号「日本放送協会放送受信料免除基準及び日本放送協会放送受信規約の変更の認可について」につきまして、奈良放送政策課長から説明をお願いいたします。

○奈良放送政策課長 はい、ご説明申し上げます。お手もとに諮問第16号説明資料と書いた4枚ほどの紙がございます。最初の2枚が申請の概要になってございますが、3枚目、4枚目にそれぞれのポイントを書いたA4横の資料が

ございますので、それを用いましてご説明申し上げたいと存じます。

3 ページ目をお開きください。本件は2つに分かれておりまして、その1つが「放送受信料免除に係る確認調査の実施について」でございます。3 ページにございますとおり、最初の○が3つのところでございますが、現在、NHKでは公的扶助の受給者等に関しまして、受信料を申請により免除するという仕組みを設けてございます。この免除事由が解消された場合は受信者が届け出るということで、この免除が解消されるという手続になってございますが、中には、この免除解消の届出を行わない方が少なくなく、受信料負担の不公平が生じているという現状がございます。

NHKは、こうした者に関しましても、免除に関する証明書の発行者等への調査の実施をしてございますが、必ずしもすべてが把握できないという状況にございます。そのため、今般、規定の改定を行いまして、定期的にNHKが確認調査を行う。そして免除事由が存続していることが確認できない場合は免除を終了するということを手続として定める。これによりまして、受信料制度の適正化、受信料の公平負担の徹底を図るということでございます。

実際には「定期的に」ということでございますが、下の「確認調査の間隔」というところが真ん中下でございますが、経済的状況を要件とする場合、1年ごと、そうでない場合は2年ごとの定期的な調査ということでございます。この調査によりまして収入支出への影響でございますが、確認調査を施設等のほかに、どうしてもわからない場合は免除適用を受けている契約者への直接確認も予定してございまして、そのコストという意味で大体年間2,000万円ぐらいはかかるだろうと予定しておりますが、実際には、それによって免除事由の解消が確認できることによる増収を見込んでおりまして、こういったことを総合的に勘案いたしますと、この申請は受信料免除制度の適正運用、受信料負担の公平性の徹底という意味から認可することが適当ではないかと考えている内

容でございます。

もう一件が次の4ページ目でございます。これは来月にも予定しておりますアナログ放送の終了に伴う規定の整備でございます。上の四角の○の1つ目でございますが、アナログ受信機のみを設置して、その本人のご都合として、これを機会に視聴を終了するという方の場合には、もとよりNHKの放送を受信できなくなるわけですが、受信契約の解約という意味では現行受信料規約では、受信機の廃止あるいは解約の届出ということが規定されておりますので、単に放送を視聴するのをやめるという場合の手続を明文化しておくことが必要であるということでございます。

2つ目の○に書いてございますが、現行の規定では、すぐに届け出なければ、受信料の徴収は継続してしまうわけですが、1年以内に届け出れば、そしてNHKのほうで実際に受信できないことを十分に確認した上で、遡及して契約を終了、お金をとっている場合には返金を行うというようなことの規定の整備を行うものでございます。

具体的な規定の仕方としては、「整備のポイント」で「契約の終了」は、アナログ受信機のみを設置している契約者の契約は、契約の前提としている状況がなくなったため、終了するというものを規定しまして、「終了の届出」に関しては、1年以内に届け出れば、そして内容が確認できた場合には終了を遡及適用するという形でございます。

なお、※1)、※2)と、その下の方に書いてございますが、地上はデジタルで衛星はアナログという方の場合には地上契約の変更になります。そして※2)でございますが、実際にはアナログ受信機のみではなくて、届出に虚偽があったということが判明した場合には、遡って契約が継続しているものとして取り扱うという規定も、あわせて整備してございます。

このように今回、アナログ放送の終了に伴いましての規定の整備ということ

で、受信料公平負担の徹底という意味での手続規定も含まれておりまして、この申請どおり認可することに問題はない、適当であると考えてございます。

以上が申請概要でございまして、全体として、申請どおり認可するのが適当であると考えているところでございます。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。この件につきましてご質問ご意見等がありますか。

2件ありますが、最初の件につきましては、放送受信料免除という制度があるわけですが、今までは契約者本人に対して直接確認することがされていなかった。証明書発行者への確認のみであったと。いろいろ受信料負担の公平性その他を考えますと、きちんと契約者へ確認をして、もし確認できない場合には免除を終了するというにしたらということでございます。いろいろ手間も増えるわけですが、それ以上に収入があるだろうということでございますが、いかがでしょうか。最初の件についてよろしいでしょうか。

○山本委員 一つ確認させてください。証明書発行者等への確認は現在でも定期的に行っているということですか。

○奈良放送政策課長 現状でもやっておりますが、定期的ということではなくて、適宜にやっているということでございますが、今回、最終的に確認できない場合に受信者本人にまで調査をかけるという内容になっておりますので、調査の頻度をある程度明確にしておいたほうが、現在、免除を受けている方々も透明性というか、予見可能性が高まるので、そこを定期的にということをきちんと書くということでございます。現状は適宜にやっているということでございます。

○山本委員 そうですか。わかりました。

○原島会長 2番目の「アナログ放送の終了に伴う受信契約に係る手続等の整

備について」につきましてはいかがでしょうか。何かご質問ご意見はございますか。

これはある意味では契約に関する事なのですが、今回のアナログテレビジョン放送の終了というのが歴史的に見ても非常に初めてに近いことである。そのときに契約というものをどのように考えるかということにも関係すると思うのですが、見ようによっては契約の一方が、送る方が、そちらの事情でサービスが変わった。でも一方で、解約の届出というのは受け手のほうからしないといけない。そういうことになっているわけですね。この辺は契約法では別に問題はない話なのでしょうか。法的な話は私は全然存じ上げないのですが。

○山田委員 1年を超えて届け出た場合は返金がないと。逆にそういうことですね。

○奈良放送政策課長 そうです。

○原島会長 今までは「直ちに」みたいな形になっていたのを、今回、1年という猶予を与えたと。

○奈良放送政策課長 そうです。今までは本人の都合ですので、その前に視聴をとめていたとしても、申請した段階で免除する、解約するという手続になっておったところを、今回は、確かにそういった方々への浸透の時間も考えて、1年間という猶予期間を設けるということでございます。

○原島会長 それで遡って返金ということですね。

○奈良放送政策課長 そうです。しかも遡ってということでございます。

○原島会長 この辺はきちんと周知がしっかりしていないと混乱を招くような気がします。

○前田代理 やや議論のための議論かもしれないけれども、アナログで見ていると停波されてしまった。しばらく何も手続しないでいて、テレビを見たいから半年後になったらデジタルを買って、新たに放送を視聴することになった場

合、この半年分を返せということはありませんか。

○原島会長 契約自体はアナログとデジタルの区別は全くしていないわけですね。単なる受信をするというだけですね。

○奈良放送政策課長 そうです。ただ、その半年間、見ていなかったことが証明、確認できれば、その分はとれないと思います。

○前田代理 確認する手段ですか。しかし、もうこの調査の人が来たときには、既に自宅にはデジタルテレビを買って見えていますよね。だけれども、それはいつ買ったのかがわかればいいのですね。

○原島会長 証明書があればということですね。

○前田代理 そういうことですね。

○山田委員 これは例えば消費者庁なんかと、こういう仕組みは事前に検討されているのでしょうか。提供がないわけですね。約款で契約された消費者というのは、精読しているかといえそうではないわけで、提供がないことは明らかで。

○原島会長 デジタルでは提供があるから。

○山田委員 ただ、受信機の方が受信できないことの証明とか、それに伴う不利益は消費者の方で、きちんと手続をしなさいと。そういう仕組みですね。

○奈良放送政策課長 会長が先ほどもおっしゃられたように、かなり徹底した周知というものはNHKにおいて必要になると思っておりますし、繰り返しになりますが、1年間遡及する期間を設けるといことが、今、ご疑念を呈せられたことに対する担保ということで考えてございます。

○山田委員 ちょっと消費者契約の視点から問題ないかどうか、周知徹底だけでいいのかなのか、心配な感じを受けたのですが。

○原島会長 今現時点では、解約を届け出た時点で解約ですね。

○奈良放送政策課長 はい、そうです。

○原島会長 受信機を手放した時点で、その証明があるから、その時点でいいということなのですか。どちらですか。遡って。

○奈良放送政策課長 いえ。

○原島会長 あくまで受信機を手放して半年後に解約したら、半年間はきちんと契約して見られる状態にあったと。そういう解釈にはなっていると。

○奈良放送政策課長 そうです。

○原島会長 それはあくまで消費者側のことでなっているからと。今回は送り手の方の事情があるので、その辺をどう考えるかということであるのですね。

○田中情報流通行政局長 よろしいですか。今回の契約がなくなることのもとの原因が、送信側でアナログの電波をとめるからということでNHK側にあるということではあるのですが、そういう観点から言えば、山田先生がおっしゃるように、できるだけ原因をつくっているほうが主体的に動いて、視聴者というか、利用者側の負担を軽くするような方向で整理されるのが一番望ましいとは思いますが、残念ながら、NHK側で家の中でアナログの受信機のみかどうかということがわからないわけですね。ですから、NHK側からはアナログ受信機しかない人が、この家であって、電波をとめたから見れていないはずだということが捕捉できれば、当然、NHK側からアプローチして、解約していただきたいとかというようなことをお願いするのが丁寧なやり方だとは思いますが、この場合は、いずれにしても自分はアナログの受信機しか持っていないという状態であることについては、申し出ていただかない限り、NHK側で捕捉できないということがございますので、その点についてはやむを得ないかなと思っております。

○原島会長 別の方法があり得るかどうかですよね。これ以外にね。いろいろな事情で、こういう形が一番配慮した形になっているであろうと。そういう判断の提案かと思いますが。

○前田代理　ちなみに先ほどの話に戻りますが、避難所で暮らしているような方々は、当然、テレビを持っていらっしゃるということで、その後、どこかで家を建てられたり、あるいは仮設住宅で新たに新しいテレビを買った場合。そうすると、その手続きみたいなものは大量に発生するということですか。

○奈良放送政策課長　そこでアナログテレビを買われるということですか。

○前田代理　いやいや、デジタルテレビを新たに買うのですが、少なくとも7月24日時点ではお持ちになっていないケースです。

○奈良放送政策課長　今、払われている方々は震災に係る免除の扱いにより免除になっています。

○前田代理　ああ、すでに免除されているんですね。失礼しました。

○原島会長　多分そちらの方で対応していると。契約になっているけれども、受信料は支払わないでもいいという形になっていると。

○奈良放送政策課長　そうです。

○原島会長　どちらかというとな契約の法律の問題にもなるかと思いますが、山本委員、山田委員からご意見はありますか。

○山本委員　受信者側で受信機を買いかえた場合とは違って、放送を送る側のほうに基本的には原因がある話ですが、送信側には調査とか証明の手段が欠けているので、一定の期間内、1年以内に受信者側からの申出があれば、受信可能な受信機がなかったことが真実であると考えられるので、遡って受信料も返すと。ただ、ぎりぎりの話、1年を少し超えてから、そういう申出が出てきたとして、仮に受信者側で証明ができるということになると、1年を超えたので返還義務がないとまではちょっと言い切れない感じがしますが。新しい規約でいうと何条になるのですか。

○奈良放送政策課長　附則になりますので、別紙1の5ページ以降です。ここ

で1年以内にと。

○山本委員 1年以内になるべく届出をとにかくしていただいて、それで届出があった場合には、比較的簡単な手続で受信料の返還等も行うという趣旨であれば、それはよろしいのではないかと思います。ただ、それを超えてしまった場合の対応は、また少し考えないと、法的な問題も出てくる可能性があるような気がします。1年以内に届け出てくださいますということを促す意味ではよろしいかと思いますが、消費者庁とも相談して、仮に1年を超えてしまった場合にどうするかは考えておく必要があるかと思いますが。

○原島会長 場合によっては1年後に延期するというのもあるかもしれないし、場合によっては1年を超えた場合には、こういうふうにするというまた別の規定を追加することもあるかもしれない。やはりいずれにしても今回、1年以内に届け出るということで、1年間は少なくとも猶予はしますよという意味では非常にいいことだと思いますので、それを超えたときにどうするかというのは、きちんと関係のところと法律的なことを含めて検討していただくことが重要なという気はいたします。

○奈良放送政策課長 わかりました。

○原島会長 いずれにせよ、今回2つの内容になっていて、1つはアナログ受信機のみを設置している契約者との契約は、契約の前提としている状況がなくなつたため、終了するというのははっきり規定します。今まで何となくあいまいだったものをしっかり規定するというのがあって、しかし、届出という形をとらないと、なかなか解約は非常に難しいので、とりあえず1年間は猶予し、遡って解約を適用すると。それ以降についてはきちんとこれから議論していただく。そういうことですかね。

○奈良放送政策課長 はい、わかりました。

○原島会長 ということで、今回出てきました諮問につきましては、諮問のと

おり認可するという事でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○原島会長 それでは、諮問のとおり認可ということが適当である旨の答申を行いたいと思います。そのように決することといたします。答申書につきましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あてに提出をお願いいたします。

(3) 放送法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令案及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令案並びに中波放送に関する送信の標準方式ほか9標準方式を定める省令案及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の省令案について（諮問第17号）

○原島会長 次に本日諮問されました、諮問第17号「放送法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案並びに高精細度テレビジョン放送（デジタル放送を除く。）に関する送信の標準方式を廃止する省令案及び高精細度テレビジョン音声多重放送に関する送信の標準方式を廃止する省令案並びに中波放送に関する送信の標準方式ほか9標準方式を定める省令案及び有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令の省令案について」につきまして審議を行いたいと存じます。まず田中放送技術課長から説明をお願いいたします。

○田中放送技術課長 お手もとにございます資料は、1つはA4縦のワードの資料と、A4横のパワーポイントの説明資料がお手もとにございます。また参考資料1として、これらの規則の新旧表と、あと参考資料2として、今回、パブコメを事前に行いましたその結果と総務省の考え方、これらの資料を用意さ

せていただいております。では、パワーポイントの横書きの資料を中心に説明をさせていただきますと思います。

まず1ページ目をおめくりいただきまして、こちらは法改正全体の概要をお示ししているものでございます。2の「主な改正事項」のうち、③、赤字で書いてございますが、「放送における安全・信頼性の確保」の技術基準等につきまして本日諮問させていただきます。なお、これ以外の電波監理審議会諮問が必要な事項については既に答申をいただいているという状況でございます。今回の放送法等の改正の省令関係では、これが最後のものとなります。

では1枚おめくりいただき、2ページ目でございます。今回の諮問事項の全体像を説明させていただきます。新放送法では、日ごろから国民生活に必需の情報をあまねく届けるために、極めて高い安全・信頼性が求められる放送について、その設備について、赤字で書かれた部分ですが、大きく2つの技術基準が規定されることになっております。

1点目は、設備の損壊または故障による放送中止事故等を防止するための安全・信頼性の確保となります。これにつきましては今回の法改正に伴いまして、電気通信事業法と放送法との間の記述の不整合を整理すべく、重大事故が発生した場合における報告に係る制度と同様の観点で設けられたというものでございます。

それから②の「放送の適正な品質の確保」、これにつきましては、現在、電波法のもとで規定されております各種の放送方式に対応した標準方式等につきまして、基本的には現行の内容を放送法に移行する形で制定するものでございます。その移行する方だけ、先に資料の縦の方のバージョンで簡単に説明させていただきます。①の安全・信頼性に戻って説明させていただきます。

ここで安全・信頼性は「(1) 放送法施行規則の一部改正」になりますので、(2) 以降でございます。無線設備規則につきましては、今回、安全・信頼性

確保に関する技術基準を求めることに伴いまして、もともと無線設備規則の中にも、それに相当するようなものが、中波及び短波放送に関して予備電源を備えなさいという条件が書いてございましたので、これを削りまして、また既に放送を終了しておりますBSアナログハイビジョンに係る規定を廃止することとしております。

同じく(3)(4)、これらも高精細度テレビジョン放送、いわゆるBSアナログハイビジョンに係る標準方式でございまして、この2つを廃止するものでございます。

ページをおめくりいただきまして、(5)から(15)まで、これにつきましてはいずれも放送の品質を定めた標準方式でございしますが、現行の内容を新放送法のもとに移行する形で制定するというものでございます。そういう意味では、制度整備に係る移行に関する省令の制定ということになってございます。なお、一部、「放送」と書いてあるものを「基幹放送」とか、字句の修辭をしておるところでございます。

それでは、先ほどのパワーポイントの2ページ目に戻りまして、①の安全・信頼性の今回新規に定める省令について説明をさせていただきたいと思っております。3ページ目をおめくりいただきたいと思っております。

こちらでは安全・信頼性の技術基準の概要についてお示しさせていただいております。本技術基準の案は情報通信審議会において検討が行われまして、本年5月に答申を頂戴したことを受けて整備をするというものでございます。なお、情報通信審議会の審議の途中におきまして東日本大震災の発生を受けまして、ほとんど完成していたのですが、これの震災の影響、被災の状況に関する分析評価も加えて追加検討を行いました。それも反映させた形で今回、技術基準案というものを提示させていただいております。

この3ページ目では、どのような考え方に基づいて整備するのかという骨格

をお示しさせていただいております。例えば安全・信頼性確保のための措置の項目については、予備機器の配備とか、停電対策とか、故障検出、応急復旧機材の配備等が考えられますが、これらについては放送の種類による設備の構成の差異を踏まえまして、故障等による受信者への影響の波及度合いに応じて措置の対象を決めていこうというような基本的な考え方でございます。今、一部申しました措置の種類につきましては、実は参考資料1の中に詳しくは書いてございますが、基本的には事業法で定めている措置内容をベースに、放送の観点も踏まえまして、措置内容を書いてございます。

では、具体的に放送の機器について、どのように適用させていくのかということについて、下に●が2つございます。「広範囲に放送の停止等の影響を及ぼす設備」、例えば地デジで申しますと演奏所に設置された番組送出設備や親局等の送信設備というのは、これに当たるわけですが、これらについては放送の停止等を未然に防ぐ、または即座に復旧させるための措置を中心に設けるという考えでございます。そういう意味で予備機器等の確保、故障等を直ちに検出する機能、停電対策というものを考えてございます。また、「放送の停止等の影響を及ぼす範囲が限定的な設備」、これは地デジの場合、ミニサテ局と呼ばれるような中継局等、小規模な中継局の送信設備に当たりますが、これらにつきましては経済合理性も勘案し、主に事故の長時間化を防ぐための措置を中心に設けております。具体的には故障等の速やかな検出、応急復旧用機材の配備等でございます。以上の基本的な考え方に基つきまして、放送法施行規則を改正し、技術基準を整備するというものでございます。

4 ページ目に具体的な設備の範囲と措置、及ぼす適用範囲というものを書いてございます。4 ページ目の上段の方に地デジの放送設備というのは、どのようになっているのかということの記載がございまして、番組素材からマスター装置と言われる頭脳みたいなところでございまして、番組を編成する番組送出

設備、それから親局への中継回線設備、親局、それからプラン局、これは放送用周波数使用計画に記載されている中継局ということになります。そして、プラン局の送信設備、それから、その他の中継回線設備、その他の中継局と。これはミニサテ局ということでございまして、親局200局、プラン局1,300局に対しまして、その他の小さい中継局は9,700局余ございます。これらにつきまして放送の停止等の影響が及ぼす範囲ということを勘案しまして、プラン局の中継局までは予備機器等、機能確認、耐震対策、防火対策というものについて、厳しめの基準をかけまして、その他の中継局も含めまして、それ以降の停電対策等についてもかけているということでございます。

また東日本大震災において、広域かつ長時間の停電が発生して、停電対策の重要性が認識されたということでございますので、当初、停電対策というのはその他の中継局にはかけてございませんでしたが、今回の震災の状況を見まして、これについても経過措置を設けて、段階的に整備を進めるということにしてございます。

ページは飛びまして、7ページ目に今回の震災を踏まえた技術的条件の主な見直し事項のダイジェストを書かせていただいております。簡単にご紹介させていただきますと、ただいま申し上げました停電対策につきましましては、地デジと中波放送におきましては、小規模な中継局にも停電対策は義務づけるとともに、今回の諮問事項には含まれない訓令レベルではございますが、移動式の電源設備を事業者間で共同配備するということも具体的な停電対策の項目として推奨してございます。

また次の「放送中継回線網の構成を踏まえた対策」ということですが、実は事故の状況を見ますと、上位局の停波に伴って、放送波中継で番組を伝送していたところで、上位局が停波したことによって下位局の中継局も停波してしまったというところもございました。そのうち1つは、下位局にプラン局があっ

て、上位局にその他の中継局というところがありまして、どうしても放送波中継ネットワークを組むときに、そういう小さい中継局を経由して組まなければいけないという事例もあったわけですが、そうした場合に途中の上位のその他の中継局の安全・信頼性が劣っておりますと、結果的には、その下の下位局におけるプラン局にも影響を及ぼしてくるということになりますので、このような核となるような重要な中継点につきましては、たとえ小規模な中継局であってもプラン局と同等の信頼性を確保するということを今回義務づけております。これについても全国的には、かなりそういう事例は、調査しましたところ、ありましたので、経過措置を設けるということにさせていただきます。

あと、5ページ目、6ページ目でございますが、5ページ目は衛星放送ということでございまして、衛星放送につきましては全国放送ということでございますので、どちらにしてもすべてについて措置をかけていくということでございます。

それから6ページ目でございますが、これは有線放送の例でございます。ヘッドエンド設備や伝送路設備、電源設備の特性に応じて、必要な措置を求めるとともに、中・大規模の設備と考えられます5,001端子以上の設備につきまして、すべてについて、この措置をかけていくと。小規模な設備については、この中から必要なものだけをかけていくというような措置にさせていただきます。

最後、8ページ目でございます。安全・信頼性に係る技術基準の整備に際しまして、事前にパブリックコメントをさせていただきます。情報通信審議会での審議の状況を踏まえまして、震災前の検討状況に基づく省令案と震災の影響を踏まえた省令案の追加と2回、パブリックコメントをしておりました、これを実施しました。主な意見につきましては、安全・信頼性確保のための措置の内容と対象設備、また適用までの経過措置について賛成というご意見があった一方、停電対策につきましては、燃料の備蓄等を努力義務ではなくて強制的に求める

べきだというご意見。それから、制度運用にあたって柔軟な対応を求めるところ。それから、マルチメディア放送の小規模な放送局に対する措置の緩和についての制度化の要望。これにつきましては開設計画の認定の中で、小規模な局はそもそもまだ観念されておりましたので、それは出てきたときに当然ながら考えていくということで回答を考えております。また適用までの経過措置についても、2年ではなく1年にすべきだというようなご意見がありましたが、これにつきましても実際には自治体の負担で設置したのもございます。また2年といっても、2年後の再免許のときに、その後の整備計画を出すということで経過措置の一部に含めているのもございますので、これについては原案どおりにしたいということで、総務省の意見をつけてございます。

説明が長くなりましたが、以上でございます。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

○原島会長 ありがとうございます。ご質問ご意見等はございますか。

放送法が改正されて関連する整備が必要になってきたわけですが、今回、こういう形で出てきたわけですが、これを見ますと、BSアナログハイビジョン放送の規定がまだ生きていたのかという。MUSEですね。懐かしいなと思っておりますが、今回のことで廃止しようということでございます。あとは、いわば一種の移行、引っ越しがかなりあると。そういうことですね。形式的な引っ越しがかなりあるということかと思えます。いかがでございますか。よろしいでしょうか。

それでは、この諮問第17号につきましては、諮問のとおり改正することは適当である旨の答申を行うこととしてはいかがかと思えますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○原島会長 よろしければ、そのように決することといたします。答申書につ

きましては、所定の手続により、事務局から総務大臣あてに提出をお願いいたします。

閉 会

○原島会長 それでは、本日はこれにて終了といたします。

次回の開催は平成23年7月13日の水曜日、15時からを予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

(情報流通行政局職員退室)